

平成三十年  
十二月

# 大分県報目録

(第三〇四一号から第三〇四七号まで)

番号	件名	発行日	県報番号
<b>○条 例</b>			
五〇	大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正	二五	号外(八二)
五一	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正	〃	〃
五二	職員の給与に関する条例等の一部改正	〃	〃
五三	職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正	〃	〃
五四	職員等の旅費に関する条例の一部改正	〃	〃
五五	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	〃	〃
五六	青少年の健全な育成に関する条例の一部改正	〃	〃
五七	大分県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部改正	〃	〃
五八	職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部改正	〃	〃
<b>○規則</b>			
八二	狂犬病予防法施行細則の一部改正	一八	三〇四五
八三	大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正	〃	〃
八四	児童福祉法施行細則の一部改正	一九	号外(八一)
八五	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正	〃	〃
<b>○議 会 規 則</b>			
一	大分県議会議員記章着用規則の一部改正	二五	三〇四七
<b>○教 育 委 規 則</b>			
八	宿日直手当の額を定める規則の一部改正	二五	号外(八四)
九	技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正	〃	〃
<b>○人 事 委 規 則</b>			
一七	職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正	二五	号外(八四)
一八	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正	〃	〃
一九	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	〃	〃
<b>○公 安 委 規 則</b>			

七 大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正 二二 三〇四六

○企業局管理規程

四 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程等の一部改正 二五 号外(八三)

五 大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正 〃 〃

六 大分県企業局会計規程の一部改正 〃 〃

○病院局管理規程

三 大分県病院局職員の給与に関する規程等の一部改正 二五 号外(八四)

四 大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部改正 〃 〃

○告示

六九〇 財政状況の公表 一 号外(七九)

六九一 保安林の皆伐面積の限度の公表 三 号外(八〇)

六九二 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請 四 三〇四一

六九三 付保義務の発生 〃 〃

六九四 道路区域の変更 〃 〃

六九五 道路の供用開始 〃 〃

六九六 電線共同溝を整備すべき道路の指定 〃 〃

六九七 生活保護法等による医療機関の指定 七 三〇四二

六九八 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧 〃 〃

六九九 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 二 三〇四三

七〇〇 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業の廃止 〃 〃

七〇一 介護医療院の開設許可 〃 〃

七〇二 指定介護療養型医療施設の指定の辞退 〃 〃

七〇三 液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定 〃 〃

七〇四 道路区域の変更 〃 〃

七〇五 道路の供用開始 〃 〃

七〇六 県営土地改良事業の計画の概要の縦覧 一二 三〇四四

七〇七 県営土地改良事業の計画の概要の縦覧 〃 〃

七〇八 建築基準法第四条第七項の規定に基づく建築主事の所管区域及び建築確認区分の指定の一部改正 〃 〃

七〇九 建築基準法による道路位置の指定 〃 〃

七一〇 青少年に有害な興行の指定 一八 三〇四五

七一一 解除予定保安林 二二 三〇四六

七一二 道路区域の変更 〃 〃

七二三 道路の供用開始 〃 〃

七二四 生活保護法等による介護機関の指定 二五 三〇四七

七二五 生活保護法等による指定介護機関の所在地変更 〃 〃

七二六 生活保護法等による指定介護機関の再開 〃 〃

七二七 生活保護法等による指定介護機関の廃止 〃 〃

七二八 指定居宅サービス事業者の指定の取消し 〃 〃

七二九 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請 〃 〃

七三〇 道路区域の変更 〃 〃

七三一 都市計画事業の認可 〃 〃

○選管委告示

三三二 選挙運動等における掲示等に関する規程の一部改正 七 三〇四二

三三	大分県記号式投票に関する規程の一部改正	〃	〃
三四	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	〃	〃
三五	大分海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二	三〇四四
	<b>○大分海区漁調委告示</b>		
一五	宝石さんの採捕禁止	二五	三〇四七
	<b>○企業局訓令</b>		
三	大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正	二五	号外(八三)
	<b>○病院局訓令</b>		
四	大分県病院局事務決裁規程の一部改正	二五	号外(八四)
	<b>○警察本部訓令</b>		
一七	大分県警察における音楽隊の運用に関する規程の一部改正	一一	三〇四三
一八	宿日直手当の額を定める規程の一部改正	二五	号外(八五)
	<b>○監査公表</b>		
	六二九 監査の結果に関する公表	四	三〇四一
	六三〇 監査結果に関する措置状況の公表(定期監査)	〃	〃
	六三一 監査の結果に基づき講じた措置の公表	一二	三〇四四
	<b>○公告</b>		
	公共測量の実施(二件)	七	三〇四二
	製菓衛生師試験の実施	一二	三〇四四
	公共測量の実施	一八	三〇四五
	競争入札参加者の資格に関する公示(八件)	〃	〃
	一般競争入札の実施(九件)	〃	〃
	都市計画事業の事業計画の認可	二二	三〇四六
	二級建築士の処分	二五	三〇四七
	二級建築士事務所処分	〃	〃
	<b>○正誤</b>		
	平成二十八年三月三十一日付け大分県報号外(三七)に登載の大分県選挙管理委員会告示第七号(公職選挙事務取扱規程の一部改正)中の訂正	七	三〇四二
	平成二十八年三月三十一日付け大分県報号外(三七)に登載の大分県選挙管理委員会告示第八号(大分県記号式投票に関する規程の一部改正)中の訂正	〃	〃
	監査の結果に基づき講じた措置の公表	一二	三〇四四